

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

令和2年度 川崎冷蔵株式会社「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- 資料1 経営改善及び連携・活用に関する取組評価（川崎冷蔵株式会社）
- 参考資料1 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について
- 参考資料2 令和2年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和3年8月23日

経済労働局

経営改善及び連携・活用に関する取組評価

(令和2(2020)年度)

法人名(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
----------	----------	-----	--------------

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

本市施策における法人の役割

生鮮食料品等を大量に取引する北部市場においては、取り扱い物品の円滑な流通を図るために冷蔵・冷凍保管機能が必要不可欠であり、冷蔵・冷凍設備は、北部市場に欠かすことのできない附属設備です。しかし、これらの業務や施設の運営は専門性が高いことから、専門性を有した外部主体の活用が効果的です。当該法人が柔軟かつ効率的な業務運営を行うとともに、公共性を保持しつつ企業の創意と工夫を行うことにより、市民への安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給を実現するための一翼を担います。

法人の取組と関連する計画	市総合計画と連携する計画等	基本政策	施策
		活力と魅力あふれる力強い都市づくり	魅力と活力のある商業地域の形成
	分野別計画	川崎市卸売市場経営プラン	

4カ年計画の目標

- 市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する卸売市場の機能は、今後とも大変重要で必要な機能です。当該法人が、効率的で安定的な経営を確保しながら、場内事業者等に対して冷蔵・冷凍保管機能等のサービス提供や凍氷の製造販売を行うことは、その機能の実現に大きく寄与するものであることから、今後とも連携・活用を図っていきます。
- 場内事業者の利用ニーズを踏まえ、稼働率向上に向け場内・場外事業者への効果的な営業展開等に努め、売上の確保を図るとともに、計画的な修繕や動力費の抑制等により経費の削減を、引き続き行っていきます。
- 当該法人が建設した3号棟冷蔵庫にかかる長期借入金を、経営改善計画に基づき返済を進め、債務超過を解消するとともに、今後も安定的な経営を図り、市民への安定的かつ効率的な生鮮食料品等の供給を実現するための一翼となることを期待します。

2. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度 (%)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の 方向性 (※4)
①	冷蔵・冷凍保管業務事業	一般保管取扱量(入庫量)	t	18,786	18,786	17,593	c	C	II
		容積建稼働率(容積ベース)	%	95	93	96	a		
		事業別の行政サービスコスト	千円	△ 84,659	△ 67,447	△ 66,458			
②	氷の製造及び販売業務事業	凍氷販売量	t	1,027	1,025	592	d	D	II
		事業別の行政サービスコスト	千円	△ 4,465	△ 2,100	4,337			

3. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	経常利益の確保	経常利益	千円	57,651	52,000	37,162	c	C	II

4. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	単位	現状値 (平成29 (2017)年度)	目標値 (令和2(2020) 年度)	実績値 (令和2(2020) 年度)	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の 方向性
①	「経営モニタリング委員会」の開催	「経営モニタリング委員会」の開催回数	回	2	2	2	a	A	I
②	コンプライアンスの遵守	倉庫業に必要なコンプライアンスに反する事案の発生件数	件	0	0	0	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1. 実績値が目標値の100%未満、2. 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3. 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4. 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【I. 現状のまま取組を継続、II. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、III. 状況の変化により取組を中止】

本市による総括

各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など

【令和元(2019)年度取組評価における総括コメントに対する法人の受止めと対応】

新型コロナウイルス感染症の影響等により、水産物部は厳しい状況が続いており、市場取扱量の減少等が同社の経営に大きな影響を及ぼしている状況もありますが、令和元年度の市の総括に基づき、引き続き、場内での冷蔵庫利用を踏まえながら、関連事業者の新規顧客を開拓したほか、積極的な場外事業者への営業展開に努める等、課題となる売上確保に重点的に取組みました。また、修繕積立金の積立や施設保全に必要な修繕を着実に実施するなど、長期的視点に立ち、会社の安定的な経営の確保に向けて取組みました。

【令和2(2020)年度取組評価における総括コメント】

新型コロナウイルス感染症の影響等による水産物部の市場取扱量やイベントの減少等の影響で、氷の製造及び販売業務事業等が一部目標未達となりましたが、こうした厳しい状況下においても、新規顧客の獲得や経費の削減に努めつつ、「経営改善基本計画書」に基づき計画的に長期借入金の返済等を進めています。引き続き、売上高の維持・拡大及び経費の抑制に努め、長期借入金の返済原資となる経常利益を確保するとともに、持続可能な会社運営の視点に立った経営を期待します。また、今後も新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な中で、さらなる市場取扱量の減少などが引き続きリスクとなる中、売上高の確保は大きな課題であり、より積極的な営業展開に努め、冷蔵庫の稼働率・利用率の向上に努めることを期待します。

法人名(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
----------	----------	-----	--------------

2. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和2(2020)年度)

事業名	冷蔵・冷凍保管業務事業
計 画 (Plan)	
指標	①一般保管取扱量(入庫量)、②容積建稼働率(容積ベース)
現状	市場経由率の低下や市場間競争の激化など、卸売市場を取り巻く環境は依然厳しい状況であり、北部市場水産物部の取扱量も減少を続けています。そのため、場内事業者の需要も減少傾向ですが、場内利用を踏まえた場外事業者への営業強化等により売上を確保している状況です。
行動計画	卸売市場として冷蔵・冷凍保管機能を担う重要な事業となるため、引き続き、青果部や花き部を含めた北部市場全体の需要の掘り起こしに努めるとともに、場内事業者による利用を踏まえた場外事業者への売上拡大の取組を進める等により、一般保管取扱量及び容積建稼働率の確保・増加に努め、事業を推進します。
具体的な取組内容	一般保管取扱量及び容積建稼働率の維持・増加を図るため、引き続き、青果部や花き部を含めた北部市場全体の需要の掘り起こしに努めるとともに、場内事業者による利用を踏まえた場外事業者への売上拡大の取組を進めていきます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響から、水産物部の取扱量が大きく減少することが継続的に想定されることから、より積極的な営業活動等に努めながら稼働率の維持・向上を図ります。

実施結果 (Do)

本市施策推進に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 一般保管については、場内事業者等の顧客からの紹介等により営業活動に努めましたが、水産物の市場取扱量の減少に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般保管取扱量の入庫量は17,593t(前年比99.1%)となり、その結果一般保管売上高は、156,290千円(前年比95.1%、7,988千円減)となりました。</p> <p>【指標2関連】 容積建保管については、新規顧客の確保に向けた営業活動により、年間を通して安定的に稼働率を維持し、容積建稼働率は96%(前年比2%増)となり、その結果容積建売上額も210,925千円(前年比101.9%、3,931千円増)となりました。</p>
----------------	--

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	一般保管取扱量(在庫量)	目標値	18,786	18,786	18,786	18,786	18,786	t
	説明 一般保管取扱量の確保・増加に努め、事業を推進します。 ※個別設定値:17,847(現状値の95%)	実績値		18,786	17,970	17,748	17,593	
2	容積建稼働率(容積ベース)	目標値	95	93	93	93	93	%
	説明 容積建稼働率の維持・向上に努め、事業を推進します。	実績値		93	94	96		

指標1 に対する達成度	C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	a	

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

令和2年度の一般保管在庫量については、新型コロナウイルス感染症の影響による飲食店事業者の需要が落ち込みなどがあり、前年度と比較しても減少しましたが、容積建稼働率については、市場内顧客の掘り起こしとして、関連事業者の新規顧客を開拓するなどにより目標値を大きく上回りました。

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	△ 84,659	△ 63,447	△ 65,447	△ 67,447	△ 69,447	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値		△ 61,411	△ 58,873	△ 66,458		
行政サービスコストに対する達成度				1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上				

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市による評価	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価)	区分	区分選択の理由
		(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II

法人名(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
----------	----------	-----	--------------

本市施策推進に向けた事業取組②(令和2(2020)年度)	
事業名	水の製造及び販売業務事業
計 画 (Plan)	
指標	凍水販売量
現状	市場経由率の低下や市場間競争の激化など、卸売市場を取り巻く環境は依然厳しい状況であり、北部市場全体の取扱量も減少が続いています。それら荷の減少、さらには利便性から自前の製氷装置で氷を作る業者が増えてきており、場内事業者への売上は減少傾向にあります。そのため、場外事業者等に対するPRや営業強化等により売上を確保している状況です。
行動計画	北部市場水産物部の取扱量が減少を続ける中であっても、今後も卸売市場の冷蔵・冷凍保管機能を担う重要な事業です。場内事業者への売上は減少傾向にあるものの、需要の掘り起こしに努めるとともに、場外事業者に対するPRや営業強化等より、引き続き、事業を推進していきます。
具体的な取組内容	新型コロナウイルス感染症の影響から水産物部の取扱が大きく減少することに加え、多くのイベントが中止となり、当該事業は大変な苦戦が想定されますが、順調に伸びている場外の冷蔵庫利用者に対して凍氷の利用もPRする等、営業方法を見直し事業者向けの利用を促進させ、売上拡大を図るとともに、ホームページやチラシ等でのPR方法を強化することにより、一般客の利用促進にも取組みます。

実施結果 (Do)	
本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 凍氷の売上が減少傾向にある中、繁忙期間や時間帯の効率的な販売体制を維持し、経費の削減にも取り組みながら凍氷の販売を行いました。また、場内事業者への需要の掘り起こしや場外事業者への販路拡大のためのホームページ等によるPR活動に取り組みました。

評価 (Check)

本市施策推進に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	凍水販売量	目標値	/	1,025	1,025	1,025	1,025	t
	説明 凍水販売量の維持・向上に努め、事業を推進します。 ※個別設定値: 976(現状値の95%)	実績値	1,027	944	808	592		
指標1 に対する達成度		d	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
近年は、自らの店舗内に製氷機を置いている事業者が増加しているため、凍水の販売量が年々減少しています。これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響等による水産物部の市場取扱量の減少やイベントの減少等も加わり、市場の買出人へのチラシの配布や近隣へのポスティングの実施など新規顧客の獲得に努めましたが、前年比73%と氷の販売量は大きく減少しました。								

	区分	区分選択の理由
<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 本市による評価 </div>	達成状況 A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; color: #000080;">D</div> 新型コロナウイルス感染症の影響による水産物部の市場取扱量の減少やイベントの中止のほか、製氷機を設置する仲卸が増えたことにより、目標未達となりました。今年度は、新型コロナウイルスの影響により、さらに需要が減少するなかでも、買出人へのチラシの配布や近隣へのポスティングの実施など、新規顧客の獲得に向けた取組を進め、売り上げの確保に努めた結果、目標値の57.6%と6割に近い販売量を確保するなど、厳しい状況下においても氷の供給という公的な役割を果たすための取組を進めているため。

行政サービスコスト		目標・実績	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト	目標値	/	△ 2,100	△ 2,100	△ 2,100	△ 2,100	千円
	説明 直接事業費ー直接自己収入	実績値	△ 4,465	△ 2,121	266	4,337		
行政サービスコストに対する達成度		/	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が120%以上					
法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)								
場内事業者による自らの店舗内への製氷機の設置のほか、水産物部の市場取扱量の減少により年々取扱量が減少する中、さらに新型コロナウイルス感染症の影響等により今年度は売上高が前年比69.9%と大きく減少した結果、事業単体では赤字となったことによるもので、「氷の製造及び販売業務事業」の採算性は、従前からの課題の1つとなっています。 一方で、行政サービスコストを要するようになったわけではなく、現状、「冷蔵・冷凍保管業務事業」から補填が十分できている状況もあり、引き続き生鮮食料品の安心・安全を確保する公的な役割を果たしながら、事業単体でも採算が図れるよう取り組んでいきます。								

	区分	区分選択の理由
<div style="background-color: #76923c; color: white; padding: 10px; font-weight: bold; font-size: 1.2em;"> 本市による評価 </div>	費用対効果 (「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価) (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; color: #000080;">/</div>

改善 (Action)

実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II	凍水の販売は、年間を通して行っているコインによる自動販売に加え、従来4月～10月まで窓口販売をおこなっているが、令和3年度より需要の特に多い7・8月の2ヶ月間とすることで、人件費の削減を行います。また、ホームページ等でのPR方法を強化することにより、一般客の利用促進にも取り組みます。

法人名(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
----------	----------	-----	--------------

3. 経営健全化に向けた取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	経常利益の確保
計画 (Plan)	
指標	経常利益
現状	市場全体の取扱量が減少する中、場外事業者を含めた販路の拡大や稼働率の向上、経費の抑制等に努め、長期借入金の返済原資となる経常利益を確保しています。
行動計画	引き続き、売上高の維持・拡大及び経費の抑制に努め、長期借入金の返済原資となる経常利益を確保するとともに、持続可能な長期的会社運営の視点に立ち、経営を行っていきます。
具体的な取組内容	新型コロナウイルス感染症に伴う市場取扱量の減少など、先行きの見えない、厳しい経営環境が継続することが想定されますが、引き続き、売上高の維持・拡大及び経費の抑制に努めていきます。特に、新型コロナウイルス感染症の影響から、場内での冷蔵庫利用の減少が継続的に想定されることから、場外事業者の利用により補完ができるよう積極的な営業活動等に努めながら稼働率の維持・向上を図ります。

実施結果 (Do)	
経営健全化に向けた活動実績	<p>【指標1関連】 収入面においては、新規顧客の開拓を進め、年間の安定した収入となる容積建保管契約者を増やしたほか、支出面においては動力費の節電努力等による抑制など、経費の節減にも引き続き取り組みました。</p> <p>【その他】 特別修繕引当金の積み増(25,000千円)や3号冷蔵庫自動倉庫制御更新工事(13,040千円)を行うなど、長期的な視点に立ち、会社の安定的な経営環境を確保するための準備・対応を行いました。</p>

評価 (Check)								
経営健全化に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	経常利益	目標値		48,000	50,000	52,000	54,000	千円
	説明 経営健全化に向け、長期借入金返済の原資を確保し、債務超過を解消します。	実績値	57,651	37,530	33,010	37,162		
指標1に対する達成度		C	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
売上は、容積建保管において前年を超える96%と高い稼働率を確保しましたが、市場取扱量の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により全体としては前年比97.6%と減少し、また、経費面においても、動力費が前年度に比べ抑制したもののなお高い水準にあり、さらに施設保全に必要な修繕を着実に実施するなどにより、昨年度の実績を上回ったものの、経常利益は目標値に至りませんでした。								

本市による評価	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C

改善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	II 今後も新型コロナウイルス感染症の影響等により厳しい経営環境が継続することが想定されますが、より一層北部市場内において需要の掘り起こしに努めるほか、場内事業者による利用状況を踏まえて、場外事業者への売上の拡大に向けた取組を進めていき、売上高の維持・拡大に努めるとともに、経費の抑制及び安定期な運営に努めていきます。

法人名(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
----------	----------	-----	--------------

4. 業務・組織に関する取組①(令和2(2020)年度)	
項目名	「経営モニタリング委員会」の開催
計 画 (Plan)	
指標	「経営モニタリング委員会」の開催回数
現状	当該法人が策定した「経営改善基本計画書」の進捗管理や本計画に基づく取組の検証などを行うため、市や関係金融機関等により組織する「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を設置し、本委員会を年2回程度、開催しています。
行動計画	引き続き、「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を実施し、「経営改善基本計画書」の進捗管理や本計画に基づく取組の検証などを行います。
具体的な取組内容	委員会のメンバーである市や関係金融機関、中小企業診断士の専門家などにより、事業計画や収支状況、決算見込み等について、確認・点検を行うことで、引き続き「経営改善基本計画書」に基づく取組の進捗管理を行います。新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、開催時期や場所、開催方法等について、柔軟に対応していきます。

実施結果 (Do)	
業務・組織に関する活動実績	【指標1関連】 計画のとおり、委員会のメンバーである市や関係金融機関、中小企業診断士などにより、「川崎冷蔵株式会社経営モニタリング委員会」を年2回開催しました。会議では、事業計画や収支状況、決算見込等について点検・確認を行い、「経営改善基本計画書」に基づく取組の進捗管理を行いました。

評 価 (Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	「経営モニタリング委員会」の開催回数	目標値		2	2	2	2	回
	説明 本委員会の開催を通じて、計画の進捗管理や取組の検証等を図ります。	実績値	2	2	2	2		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
計画通り年2回の「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を10月と3月に実施し、経営状況の確認等のほか、委員から貴重な意見を頂きました。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
		A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A 計画通り年2回の「川崎冷蔵経営モニタリング委員会」を実施し、経営状況の確認等を行うとともに、委員からの意見を受け止め、効率的、安定的な経営に生かせるよう努めているため。

改 善 (Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I

法人名(団体名)	川崎冷蔵株式会社	所管課	経済労働局北部市場管理課
----------	----------	-----	--------------

業務・組織に関する取組②(令和2(2020)年度)	
項目名	コンプライアンスの遵守
計画(Plan)	
指標	倉庫業に必要なコンプライアンスに反する事案の発生件数
現状	倉庫業法や電気事業法、高圧ガス保管法、フロン排出抑制法等、倉庫業に必要な法令等を遵守した経営を行っています。
行動計画	引き続き、倉庫業経営に関わる法令等を遵守した、コンプライアンスに重点を置いた経営を推進していきます。
具体的な取組内容	各法令等に基づき、管理責任者等の選任や、設備の点検・記録、各種申請・届出・報告など、適切に実施していきます。

実施結果(Do)	
指標1関連	【指標1関連】 各法令等に基づき、管理責任者等の選任や設備の点検・記録、各種申請・届出・報告など、適切に実施しました。

評価(Check)								
業務・組織に関する指標		目標・実績	H29年度 (現状値)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	倉庫業に必要なコンプライアンスに反する事案の発生件数	目標値		0	0	0	0	件
	説明 コンプライアンスに重点を置いた経営を推進していきます。	実績値	0	0	0	0		
指標1 に対する達成度		a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載					
法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)								
コンプライアンスに重点を置いた経営を推進することにより発生件数はゼロでした。								

	達成状況	区分	区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	各法令等に基づき、管理責任者等の選任や設備の点検・記録、各種申請・届出・報告を適切に実施しており、コンプライアンスに反する事案は発生していないため。

改善(Action)		
実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分	方向性の具体的内容
	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	I 引き続き、各法令等に基づき、管理責任者等の選任や設備の点検・記録、各種申請・届出・報告など、適切に実施していきます。

●法人情報

(1)財務状況

収支及び財産の状況(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
損益計算書	営業収益	377,538	388,704	379,402	
	営業費用	340,108	354,676	342,258	
	営業損益	37,430	34,028	37,144	
	経常損益	37,530	33,010	37,163	
	当期損益	29,601	23,523	21,741	
貸借対照表	総資産	488,409	471,293	460,511	
	流動資産	337,837	314,767	317,346	
	固定資産	150,571	156,526	143,165	
	総負債	509,936	469,298	436,775	
	流動負債	140,302	120,145	103,440	
	固定負債	369,634	349,154	333,335	
	純資産	△21,527	1,995	23,736	
	資本金	50,000	50,000	50,000	
剰余金等	△71,527	△48,005	△26,264		
エラーチェック		OK	OK	OK	OK
本市の財政支出等(単位:千円)		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
補助金					
委託料					
指定管理料					
貸付金(年度末残高)					
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)					
出資金(年度末状況)		40,000	40,000	40,000	
(市出資率)		80.0%	80.0%	80.0%	
財務に関する指標		平成30(2018)年度	令和1(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
流動比率(流動資産/流動負債)		240.8%	262.0%	306.8%	
純資産比率(純資産/総資産)		-4.4%	0.4%	5.2%	
純資産利益率(当期損益/純資産)		-137.5%	1179.0%	91.6%	
総資産回転率(営業収益/総資産)		77.3%	82.5%	82.4%	
収益に占める市の財政支出割合 (補助金+委託料+指定管理料)/営業収益					

法人コメント

本市コメント

現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
<p>新型コロナウイルスの影響等による場内取扱量の減少や支出の多くを占める電気コストが高水準にあること、施設の老朽化により、依然として厳しい経営環境にあります。しかしながら、安定した収入となる容積建保管の売上が増加するとともに、経費節減に取り組むことで前年度以上の経常利益を確保することができました。</p>	<p>場内取扱量が減少傾向にあるなど、依然として厳しい経営環境にある中、場内利用を踏まえながら場外事業者の拡大に積極的に取り組むことにより、売上を維持しつつ、人件費の節減等により支出を最小限に抑制することで、当期純利益を確保します。また、それにより、借入金の返済を確実に進めながら、老朽化している3号棟冷蔵庫の施設機能保全にも努めていきます。</p>	<p>継続した経営努力の結果、単年度収支は黒字を維持しており、昨年度には債務超過の解消が達成されるなど、経営改善が順調に進んでおります。新型コロナウイルス感染症の影響等による市場取扱量の減少など、不透明な厳しい経営環境が継続することが想定されますが、今後も引き続き売上の拡大、経費の削減等に取組み、収益性の維持・改善を図ることにより、借入金の返済を確実に進め、安全性の高い経営の取組を推進することを期待します。</p> <p>なお、本市の財政支出はなく、市への収入依存度は低い状況ですが、公共性の観点から使用料の減免(24,629千円/年)を行っています。</p>

(2)役員・職員の状況(令和3年7月1日現在)

	常勤(人)			非常勤(人)		
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)
役員	2	0	1	5	1	0
職員	15	0	0	0	0	0

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解・理由

・今後の方向性

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**平成30年8月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（平成30年度～令和3年度）」**に基づく、令和2年度の取組について評価を行いましたので以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、**上記方針に基づく3年目の評価となるものであり、新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となりましたが、評価シートに定めるPDCAサイクルを着実に回していくことにより、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。**

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、**平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降**、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し**出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等**、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、**「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められる**など、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される**「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等**を踏まえ、前記指針について**「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、平成30年度に各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定**し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
11	健康福祉局	保健所環境保健課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害福祉課	（公財）川崎市身体障害者協会
14		保健医療政策室	（公財）川崎市看護師養成確保事業団
15	子ども未来局	子ども支援部子ども家庭課	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
18		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
19	建設緑政局	緑政部みどりの企画管理課	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24		生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「本市施策における法人の役割」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「**本市施策推進に向けた事業取組**」と「**経営健全化に向けた取組**」、「**業務・組織に関する取組**」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方については次頁以降参照）。

・また、本取組評価においては、市と法人の役割の再構築と、様式や指標の見直し、評価の客観性向上のための仕組づくりの視点から、次のような手法の改善も行っています。

	平成29年度以前の「経営改善計画」の点検評価	現行の「連携・活用方針」の取組評価
市と法人の役割の再構築	本市と調整の上、 法人が指標を設定	本市施策との 連携の観点から、法人と調整の上本市が指標を設定
様式や指標の見直し	様式・指標ともに複雑・多岐	様式については、 最初の2頁で評価の全体構成を簡潔に把握できるように改定 指標については、 最終アウトカムを中心に適切な指標を絞り込んで設定 ただし、 成果を示すことが難しいもの等はアウトプット指標を設定
評価の客観性向上のための仕組づくり	内部評価後、結果をホームページにおいて公表	内部評価に 外部評価を加え、結果を議会に報告の上、ホームページにおいて公表

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

- a. 実績値 \geq 目標値
- b. 目標値 $>$ 実績値 \geq 現状値 (個別設定値)
- c. 現状値 (個別設定値) $>$ 実績値 \geq 目標値の60%
- d. 目標値の60% $>$ 実績値

●現状値と目標値が同じ(現状値維持)であるか、または現状値と目標値の間に差があるが、その差が極少数であり、実質的に現状維持に近い場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載しています。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、方針の参考資料(指標一覧)に記載されている直近数年間の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)

●目標値 \times 60%が、現状値以上(良い)の場合

⇒abdから選択。

また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)

⇒acdから選択。

また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合(コンプライアンスに反する事案の発生件数等)

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がるのが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

- a. 目標値 \geq 実績値
- b. 現状値(個別設定値) \geq 実績値 $>$ 目標値
- c. 目標値の $1/0.6 \geq$ 実績値 $>$ 現状値(個別設定値)
- d. 実績値 $>$ 目標値の $1/0.6$

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

指標に対する達成度	点数	事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
		指標の数	合計点								
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00

平均点(合計点÷指標の数)→ 3.00 2.67 2.00 1.33 0.33

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
 なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともにゼロ以下(実績値がプラスであっても行政サービスコストを要さない場合を含む)の場合、セルに斜線(＼)を入力。)

達成状況 \ 行政サービスコスト に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

(参考) 経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

方向性区分	説明(選択の要件)
I. 現状のまま取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	<p>【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 (目標等の見直しが必要な場合には、その根拠を明確に記入。) <p>【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
III. 状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

令和2年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3 令和2年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、24法人で65の取組（うち42の取組が費用対効果の評価あり）があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約63%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約52%と、**全体としての成果は限定的であったと考えられ**、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約37%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約48%と、**方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組が多く散見**されるところです。
- ・同様に経営健全化に向けた取組においては、34の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約59%で「**D又はE**」となったものが約**41%**と**経営改善の状況が鈍化傾向**にあります。
- ・業務・組織に関する取組については、45の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約89%、「**D又はE**」となったものが約**11%**と概ね適正な状況を保持していますが、**Eとなったものには留意が必要**です。
- ・上記取組について、経年比較をすると、下表のとおり、全体的に評価が逡減傾向にあります。が、**その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものですが、そうした要因によらないものもあり、引き続き詳細の確認が必要**です。また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、**実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要**も生じてきています。

	取組数		本市による達成状況の評価	費用対効果の評価
本市施策推進に向けた事業取組 (うち費用対効果の評価を伴うもの)	65 (42)	R2	A 23% B 11% C 29% 計 63% D 23% E 14% 計 37%	(1) 10% (2) 43% 計 52% (3) 38% (4) 10% 計 48%
		R1	A 43% B 22% C 25% 計 89% D 11% E 0% 計 11%	(1) 25% (2) 55% 計 80% (3) 13% (4) 8% 計 20%
		H30	A 57% B 22% C 12% 計 91% D 8% E 2% 計 9%	(1) 39% (2) 49% 計 88% (3) 10% (4) 2% 計 12%
経営健全化に向けた取組	34	R2	A 32% B 6% C 21% 計 59% D 26% E 15% 計 41%	<本市の達成状況の評価区分> A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った
		R1	A 44% B 3% C 26% 計 74% D 26% E 0% 計 26%	
		H30	A 69% B 0% C 28% 計 97% D 3% E 0% 計 3%	
業務・組織に関する取組	45	R2	A 80% B 2% C 7% 計 89% D 7% E 4% 計 11%	<費用対効果の評価区分> (1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である ※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり
		R1	A 96% B 0% C 2% 計 98% D 2% E 0% 計 2%	
		H30	A 91% B 2% C 2% 計 96% D 0% E 4% 計 4%	

4 令和2年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅰ」となった約28%、35%、78%（何れも前年度より減）のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。
- ・各取組において、R2の今後の取組の方向性が、次のとおり「Ⅱ」となった約68%、62%、18%（何れも前年度より増）のものについては、**その要因を分析し、新型コロナウイルスによる影響度合い等も踏まえて、出資法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに市としてもより緊密な連携を図っていく**ことが求められます。
- ・ただし、R2の今後の取組の方向性が「Ⅱ」となったものの中には、**社会状況の変化や市の施策推進等に伴う大幅な事業を取り巻く状況の変更があったもの**もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて指標及び目標値の変更を行うものとします。
- ・なお、今回の評価において、今後の取組の方向性が「Ⅲ」となったものは、令和2年度末で解散となった看護師養成確保事業団の各取組の終了によるものです。

	取組数	今後の取組の方向性	
		R2	R1
本市施策推進に向けた事業取組	65	R2	I ...約28%、II ...約68%、III ...約5%
		R1	I ...約60%、II ...約40%
		H30	I ...約72%、II ...約28%
経営健全化に向けた取組	34	R2	I ...約35%、II ...約62%、III ...約3%
		R1	I ...約50%、II ...約50%
		H30	I ...約67%、II ...約28%、III ...約6%
業務・組織に関する取組	45	R2	I ...約78%、II ...約18%、III ...約4%
		R1	I ...約98%、II ...約 2%
		H30	I ...約93%、II ...約 7%

<今後の取組の方向性区分>

Ⅰ. 現状のまま取組を継続

Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続

Ⅲ. 状況の変化により取組を中止

令和 3 年 8 月 5 日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会

会長 伊藤 正次

令和 2 年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議
結果について

令和 3 年度第 2 回及び第 3 回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

令和 2 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用
に関する取組評価」の審議結果

令和 3 年 8 月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について

2 評価全般に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用
- (2) コロナ禍にあっても実績が上がっている取組への対応
- (3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等
- (4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が遞減傾向にある取組への考え方
- (5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

3 個別の評価に関する審議結果について

- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、平成 30 年 8 月に本市主要出資法人等 24 法人について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和 2 年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の 3 年目の評価となるものであるため、評価全般に対し 3 年分の経年比較を行い、また、通年で新型コロナウイルス感染症の影響下での取組となったことから、その影響把握をより詳しく行うとともに、個別の評価については、昨年度までに引き続き、方針策定時の現状を下回り目標未達の課題のある取組や市の施策推進に伴う大幅な事業変更等により目標の変更を行うもののほか、今年度からの新たな視点として、コロナ禍にあっても実績が上がっているものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に実施するものであり、平成 30 年度から令和 3 年度までの 4 か年を取組期間として、仕組みが構築されたものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の 3 つを取組の柱として、計 144 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 144 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組

期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る指標・現状・行動計画と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

取組全体の評価としては、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」の各取組について、市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものと、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが、各々の50%台から60%台となっており、全体としての成果は限定的であったと考えられ、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものと、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが、各々の30%台から40%台と、課題のある取組が多く散見された。

その一方で、「業務・組織に関する取組」については、市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが、90%弱、「D 又は E」となったものが、10%強となっており、概ね適正な状況を保持していると認められるものの、Eとなったものには留意が必要である。

上記取組について、3年分の経年比較をすると、全体的に評価が逡減傾向にあり、その要因としては、新型コロナウイルスの影響によるところが大きいものの、そうした要因によらないものもあり引き続き詳細の確認が必要である。

また、コロナ禍にあっても、又は、コロナ禍にあることにより、実績が上がっている指標もあり、コロナ後の社会を見据えて計画的に取組を進めていく必要が生じてきている。

本委員会としては、取組全体の評価を踏まえ、次の点について、審議を行った。

(1) 本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用

＜本委員会の意見＞

本市施策推進に向けた事業取組において、オンラインやオンデマンド等新し

い技術への対応に期待する。また、コロナ禍にあって1年以上が経過する中、そうした取組が進んでいないものがあることに懸念があり、検討に留まらず計画等の中でオンライン化の実践につながるような枠組みの構築が必要である。一方、オンライン技術等の活用に対応しうる利用者側、主催者側のスキルアップも必要である。さらに、こうした取組は、コロナ禍の対応としてだけでなく次の経営のあり方に組み込んでいくという目線も必要と考える。

<市の見解>

本市施策推進に向けた事業取組におけるオンライン技術等の活用については、主催者側の技量や意識はもとより、利用者側のニーズや環境などによるところもあり、既に導入が進んでいるもの、これから導入を検討するものがあるのが実態である。導入が進んでいないものについては、令和2年度の取組評価の改善の方向性の具体的内容や令和3年度の計画の具体的な取組内容を掘り下げる中で、その理由も含め検証を行い、潜在的ニーズがあるにも関わらず、未実施のものについては、より主催者側の実践や利用者側のデジタルデバイスへの対応につながるような積極的アプローチを行っていく必要があると考える。

(2) コロナ禍にあって実績が上がっている取組への対応

<本委員会の意見>

コロナ禍にあってニーズが増大し継続が見込まれる事業に関しては、法人内で機動的に資源や人を投入できるかといった観点を探る必要がある。

また、コロナ禍にあって実績が上がっている取組は、受け手側のニーズがあり、提供側にも事業の効率化等のメリットがあるものなので、成功事例を見せるだけでなく、同種の業務を行う他分野の担当者を集めて、研修やサポートを行うこと等により、トータルコストの削減やサービスの向上につながるものと考ええる。

<市の見解>

法人内における機動的な資源の投入については、対象となる法人の事業の形態や財源等によるところがあり、指定管理事業等裁量が多く認められているものであれば、かなり柔軟な対応ができるが、市からの委託事業であると、対応できる範囲も限定的にならざるを得ず、資源を追加するためには、市との協議が必要となるものと考ええる。

コロナ禍にあっても実績が上がっている取組の他分野における同種の業務への普及については、令和2年度の取組評価終了後、令和3年度の取組の中間フォローを行う中で、各業務を所管する局及び法人からヒアリングを行う機会があるので、共有の仕方については工夫が必要であるが、好事例の展開を図る手法を考える。

(3) 経営健全化に向けた取組における抜本的な枠組みの変更の検討等

<本委員会の意見>

経営健全化に向けた取組における経営改善の状況が平常時の数字でなくなっている取組については、その抜本的な枠組みの変更が取り上げられるような仕組みが必要である。

また、収入が減っているところについては、新しい自己収入の確保への取組の確認も必要である。さらに、団体による自己収入割合や収益バランス、財産状況などを踏まえたきめ細かい対応も必要と考える。

<市の見解>

新型コロナウイルスの影響だけをもって、抜本的な枠組みの変更が必要と結論づけることはできないものの、そうした社会状況も踏まえつつ、本市の関連する施策における法人の役割を改めて明確にしながら、次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定する中で、法人のあり方や事業の枠組みを見直していく機会があるものとする。

また、収入減に対する新しい自己収入の確保の取組については、検討しているところと、既存の収入確保に努めているところがあり、より効果が得られる方策を探っていくものとし、団体による自己収入割合や財産状況等に応じたきめ細かい対応については、引き続き、法人形態や事業の公益性なども考慮の上、適切に対応を図っていくものとする。

(4) 業務・組織に関する取組における留意点とコロナによらずに評価が逡減傾向にある取組への考え方

<本委員会の意見>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、発生させないための再発防止策の徹底が重要である。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組については、本制度上の構造的な理由があるものもあり、そうした要因を付記することや、その中にあ

っても毎年少しでも改善の余地がないかを追求することは意義があることと考える。

<市の見解>

業務・組織に関する取組におけるコンプライアンス違反については、本委員会の意見のとおりであり、改めて、所管する局及び法人に徹底する。

また、コロナによらずに評価が逡減傾向にある取組についても、その要因を明確に説明するとともに、そうした状況下においても毎年度少しでも実績の改善が図れるよう取り組むべきものとする。

(5) 法人の財務状況における今後の取組の客観化と所管課の意識

<本委員会の意見>

法人の財務状況を受け、収支改善の対策等今後の取組の記載については、数値化や期限を入れる等、一層の客観化が必要とする。

特に、大きくマイナスとなっているところについては、単に改善していくと言って終わるのではなく、業態としての構造や市との関係等を見直すことを所管課には考えてもらう必要がある。

<市の見解>

法人の財務状況における今後の取組の客観化については、これまでも、記載内容の具体化に努めてきたところであるが、その数値化や期限設定等までは、検討の進捗度等から難しいところがあった。今後については、所管課及び法人に本趣旨を伝えることにより、検討の度合いを深め、記載内容の数値化や期限設定等の推進が図られるよう努めるものとする。

また、特に大きな赤字が出ているところについては、事業の転換や市との役割分担の見直し等も含め、所管課による踏み込んだ対応を促していく必要があるとする。

3 個別の評価に関する審議結果について

(1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本部事業及び指定管理事業について	施設の稼働率や主催事業の集客がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。しかし、コロナの収束	新型コロナウイルスの感染拡大は、オンラインイベントの活発化など、文化芸術活動の変容をもたらしてお

	<p>もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した事業運営が求められる。VR、ARなどの技術を活用した新しい事業を展開していくことが期待される。</p>	<p>り、文化財団の財団本部事業や指定管理事業においても、令和3年度は能楽堂やラゾーナ川崎プラザソル、ミュージアム川崎シンフォニーホール等において文化コンテンツの配信を行う予定であることから、改善（Action）の方向性の具体的内容にそうした事業企画と最新ICT技術についても研究していくことを追記した。</p> <p>また、財団本部事業の行政サービスコストの令和3年度目標値について、文化コンテンツの配信に伴う経費が計上されていないことが判明したため、数値の修正を併せて行った。</p>
<p>国際交流協会の民間交流団体及びボランティア活動支援事業並びに多文化共生推進事業について</p>	<p>コロナの影響でイベントや講座が集客減となる一方、ボランティアのコーディネート件数や外国人相談件数が大きく伸びている。</p> <p>今後もこうした影響が続くことが予想されるため、講座やイベントの開催方法の工夫（オンラインの活用など）も必要である一方、経営面に留意しながら、法人に</p>	<p>民間交流団体及びボランティア活動支援事業のうち、令和2年度のボランティアのコーディネート件数の増加の主な要因としては、学校等からの通訳翻訳による受託が増えたもので、コロナの影響によるものではないが、継続的なものでもないため、比重を高めるのではなく、今後も引き続きボ</p>

	<p>期待されるニーズに合わせて各事業の比重を変更していくことも必要ではないか。</p>	<p>ランティア養成研修を実施し、ニーズに応じたコーディネートを行うなど、活動支援を進めていくよう、改善(Action)の方向性の具体的内容を修正した。</p> <p>また、多文化共生推進事業については、オンラインによる講座の実施とともに、外国人相談件数が増加していることから、相談受付時間の拡充やオンライン相談の実施など、多文化共生総合相談ワンストップセンターとして機能を高めていくことを改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
<p>スポーツ協会のスポーツ振興事業及び指導者育成・派遣事業について</p>	<p>スポーツ振興事業、指導者育成・派遣事業がコロナにより大きな影響を受けたことは理解できる。</p> <p>しかし、今後もこうした影響が続くことが予想されるため、従来と同様の事業の実施だけではなく、講座や指導の動画配信等、新しい事業の展開が期待される。そうした点から、オンラインマラソンを開催したことは評価できる。</p>	<p>今後もコロナの影響が予想されることから、スポーツ振興事業においては状況に応じてオンラインや動画配信等の工夫をしていく。</p> <p>指導者育成・派遣事業については、指導の有効性の観点から、活動場所での実技指導が望ましいと考えているため、動画配信は難しいものとするが、指導者研修会については、コロナの状況に応じてオンラインや</p>

		<p>動画配信の活用も検討していく。</p> <p>オンラインマラソンについては、今後も川崎国際多摩川マラソンが開催できない時の代替手段として想定していく。</p>
市民活動センターの市民活動推進事業について	<p>コロナの影響による施設利用の減少は仕方がない面があるが、講座・研修などは、オンデマンド、オンライン配信などの対応を進めてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターで例年開催している研修はパワーアップセミナー(全10回)となっている。その他状況に応じて、単年度の講座を開催している。</p> <p>今後については、市民活動推進事業の改善(Action)の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、オンデマンドでの配信については、対話を重視していることから、今後の検討課題とする。</p>
公害保健センターの検査・検診事業等について	<p>コロナの影響とは別に、被認定者数が今後減少していく見込みであることを踏まえると、長期的には法人の機能を追加し、被認定者以外の、また呼吸器疾患以外の疾病予防も含め、市民向け事業の拡大を図ることを</p>	<p>公害保健センターの設立目的として「被認定者に係る検査・検診、保健福祉、療養に係る資料の収集及び管理」が掲げられていることから、当面の間は、公害保健センターが検査・検診の中心を担っていく必要がある</p>

	<p>検討するか、あるいは他の組織との合併等、組織の存続自体を検討することなども必要になるのではないか。</p>	<p>と考えている。</p> <p>また、大気汚染等に係る健康被害の予防に寄与することもセンターの任務であるため、被認定者及び市民に対し、健康及び福祉の増進に係る活動を並行して実施し、利用者のニーズを把握するなどして可能な範囲で事業を拡充していくことを考えている。</p> <p>しかしながら、センターの運営費補助金については、公害健康被害補償事業基金を充てていることから、基金残高を注視するとともに、センターの設立主体が本市と横浜市であることから、最終的には横浜市との協議を行う必要があるため、今後も連携を図り、各事業や財務等、さらには社会情勢等も加味しながら、検討する。</p>
<p>母子寡婦福祉協議会の母子家庭等自立支援事業について</p>	<p>コロナの影響で就労相談件数も大きく増加している。講座受講者数も生活支援事業の講座受講者数の減少に比べてそれほど大きく減少している訳ではないので、</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大により就労相談件数は大幅に増加しており、今後その収束が見通せないことから、安定した就労に向けた相談・講座等のニーズも</p>

	<p>自立支援事業のニーズが大きいと考えられ、コロナの収束が見通せず、こうしたニーズも続くと見込まれることから、少なくとも現状が大きく改善されない限りは、この事業の比重を高めることも検討しても良いのではないか。</p>	<p>高まると予想される。 そのため、生活支援事業と自立支援事業の講座等の比重を見直すとともに、内容についても見直し、拡充を行いながら、より効果的な支援につなげていく旨を当該取組の改善(Action)の方向性の具体的内容に追記した。</p>
--	---	--

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
<p>文化財団の経営健全化に向けた取組について</p>	<p>経営がコロナにより大きな影響を受け、収益悪化につながったことは理解できる。しかし、コロナの収束もまだ見通せない中、今後はこのような環境変動に対応した財団経営が求められる。</p>	<p>今回、企画をした文化コンテンツの配信等の取組は事業収入の確保に資するものであることから、経営健全化に向けた各取組の改善(Action)の方向性の具体的内容にも、事業収入の確保に向けて取り組むことを追記した。</p>
<p>市民活動センターの法人の自立化や経営の安定化の推進について</p>	<p>法人の自立化や経営の安定化に向けて、講座・研修などは、オンライン配信などの対応を進め、自主財源の確保にもつなげてもらいたい。</p>	<p>市民活動センターにおける有料の研修はパワーアップセミナーのみとなっている。その他状況に応じて、開催している講座は、市民活動支援の観点から無料で実施している。</p>

		<p>今後については、法人の自立化や経営の安定化の推進の改善（Action）の方向性の具体的内容にも追記したとおり、研修や講座等は、オンライン配信などの対応を進める方向であるが、自主財源の確保につなげていくためには、講座の有料化等、事業全体のあり方の検討が必要となるので、今後の検討課題とする。</p>
母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業については、抜本的な見直しも必要と思われる。	<p>母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち、特に斎苑売店事業については、葬儀のスタイルが大きく変化したことにより新型コロナウイルス感染症の収束後も売上を回復させることは困難であると考えられるため、指定管理の更新時期も踏まえつつ、関係各局とも協議しながら業務形態の見直しなど、長期的な収益の確保策について、事業のあり方を検討していく旨を当該取組の改善（Action）の方向性の具体的内容に追記した。</p>

母子寡婦福祉協議会の収益事業について	母子寡婦福祉協議会の収益事業のうち斎苑売店事業については、指定管理によるものということで、その更新時期はいつになるのか。 また、今後の見通しが見えているのであれば、見直せるものは見直してもよいのではないか。	斎苑自体の指定管理期間は、令和2年度から令和6年度までとなっており、更新時期は、令和6年度となる。 売店事業の業務形態については、指定管理の協定書上、定められたものであり、どのような手法をとることが市及び斎苑並びに売店事業者に有益であるかを指定管理の更新時期などを捉えて検討する必要がある。
--------------------	--	--

(3) 業務・組織に関する取組^{*}についての意見とそれに対する市の見解

※法人情報シートの役員・職員の状況に関するものを含む。

項目	意見	市の見解
スポーツ協会の役員に占める本市職員及び退職職員の割合に対する考え方について	法人の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、法人のガバナンスを効かせる上で必要な基準である。一方で、経営上、的確な人材登用の視点も必要であることから、その基準を一時的に超過してしまった時に、説明責任を果たすことにより、柔軟な運用が許容される場面もあると考える。	役員に占める本市職員及び退職職員の割合の基準は、民間の経営ノウハウを持った人材を積極的に活用して自立的な経営を促進するためのものであるが、その一方で役員の選任にあたっては、職務権限や責任に相応しい人材を「官」「民」を問わず広く求めることとし、経営ノウハウや事業実施に係る専門的知識を含めて能

		力・知見を有する人材の積極的な活用に努めるものでもあるため、原則として基準を守るよう努めながらも、超過する場合にはその理由等を公表することで運用するものとする。
みぞのくち新都市の役員に占める本市職員及び退職職員の割合の改善見通しについて	現状、役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過している状況については、中長期的な視点で体制の整備を図っていくとのことであるが、その改善見通しをより具体的に示す必要がある。	現状の3分の1を超過している状況については、まちづくり公社が指名する者が本市退職職員であることによるものであり、業務の知識や経験、責任等から、別の人材を確保することが、人材育成の必要等も考慮すると、短期的には困難であることによる。 したがって、直ちに、より明確な改善見通しを示すことは困難であるが、市としても、関係者間による協議を継続的に行うことにより、改善見通しを明確化していくように努めるものとする。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)	役職等
出石 稔	関東学院大学 副学長・法学部地域創生学科長・ 地域創生実践研究所長・法学部教授
伊藤 正次 (会長)	東京都立大学 法学部長 東京都立大学大学院 法学政治学研究科長
藏田 幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事 東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー 千葉商科大学 専任講師
黒石 匡昭	EY 新日本有限責任監査法人パートナー／公認会計士
藤田 由紀子	学習院大学法学部政治学科 教授

(2) 審議経過

- ・ 第 2 回委員会

令和 3 年 7 月 16 日 (金) WEB 会議にて開催

- ・ 第 3 回委員会

令和 3 年 7 月 29 日 (木) WEB 会議にて開催